

令和5年5月1日

弟子屈高等学校 保護者の皆様  
生徒の皆様

北海道弟子屈高等学校長

## 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

皆様におかれましては、日頃から新型コロナウイルスの感染症対策に御尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う措置として、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が公布され、5月8日から施行されることになったことにあわせて、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」が改定されましたので、お知らせします。

つきましては、特に次の事項に留意していただくようお願いします。

### 記

1 5月8日（月）以降の学校教育活動の取扱いについて示したものです。

2 基本的な考え方について

5類感染症への移行後においても、家庭との連携による生徒の健康状態の把握、換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じることが引き続き重要ですが、平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はありません。

地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることがあります。

3 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

(1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。

(2) 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。その際、児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、家庭とも連携しながら適切に指導を行います。

4 濃厚接触者の取扱い

5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなことから、次の場合であっても、感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象としません。

- 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒等
- 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

## 5 出欠の取扱い

次の場合においては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能です。

- ① 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合
- ② 医療的ケアを必要とする生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒等について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないとは判断した場合

## 6 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校しないでください。

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようお願いいたします。ただし、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限することはありません。

また、生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることはありません。

## 7 ご不明な点があれば、教頭（電話482-2237）までご連絡ください。